

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年12月4日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 家 令 和 典（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 吉 田 勝 栄（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 茂 木 善 樹（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 坂 室 晃 平（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 四 竈 庸 祐（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 北 澤 尚 登（第一東京弁護士会所属）
弁護士 安 田 隆 彦（東京弁護士会所属）
弁護士 山 下 瑞 木（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

刑事13部の裁判官の家令でございます。本日は意見交換会の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。検察庁から茂木副部長、弁護士会から北澤弁護士に御参加いただいています。

それでは、まず最初に、裁判員の経験が意義のあるものだったかどうか、日程等の関係がどうだったかということについて伺います。どういう事件を担当されたか私の方で簡単に申し上げた後にお話をいただきたいと思います。

まず1番の方が担当されたのは、覚せい剤取締法違反、関税法違反、大麻取締法違反の事件で、7500グラムの覚せい剤の密輸入、それと自宅における覚せい剤の所持、更には貸し金庫の中に七百数十グラムの覚せい剤を持っていたという事件でした。これは否認事件で、外国人の女性が被告人、職

務従事期間は6日でした。では、まず1番の方から今回担当した感想、特に意義があったのか、あったとしたらどういう意義があったのかお話し願えますでしょうか。

1番

こういう機会を与えていただいて、非日常を、普段だったら絶対関わることがないことを経験させていただきまして、私としては有意義な時間を過ごさせていただきました。

司会者

日程的な御負担とか、あと審理の日程の組み方はどうだったでしょうか。

1番

仕事はしてるんですけども、仕事先の人たちにも協力をしていただきましたので、仕事に負担がない形で参加することができました。

司会者

審理日程としては6日間だったということですが、日々の審理のスケジュールはどうだったでしょうか。

1番

適宜に休憩も入れていただいていたので、負担はそう感じたことはなかったんですが、終わった後で裁判の内容の夢を見たんですね。覚せい剤密輸の人が出てくる夢だったんですけど。だから、やってる最中とか終わった後はあまりそういうことを思わなかったんですが、夢を見たことで、割と自分の中にその事件のことが入っていたんだなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。引き続き2番の方ですが、2番の方の御担当事件は、コンビニ強盗で、包丁と催涙ガスを用いて、1名には催涙ガスによる傷害、もう1名には全治6週間を要するけがを負わせ、更に包丁を持っていたという建造物侵入、強盗致傷、銃刀法違反の自白事件で、職務従事

期間は4日間でした。裁判員をやってみてどういう意義があったのか、なかったのかという点についてお話しください。

2番

以前から裁判員制度には興味があったんですけども、今回担当させていただく前はやはり他人事というところがありました。ただ、今回やらせていただいて実際に裁判という流れを実感できまして、大変有意義だと思いました。

司会者

4日間という日程はそれほど御負担ではなかったですか。

2番

そうですね。会社の皆さんに協力していただきましたし、時間的にもそれほど遅くまでということはなかったもので、それほどの負担ではありませんでした。

司会者

事件の夢を見るとかそういうことはなかったですか。

2番

夢というわけではないんですけども、最近はそれでも少なくなりましたけれども、特に被害者の方がどうなったのかなとたまに思い出したりはします。

司会者

被害者の方が証人で来られたんですか。

2番

はい。

司会者

自白事件だけでも被害者の方が来られたというところにちょっと特色があるようですので、後にその辺りを伺えたらと思います。

2番

はい，分かりました。

司会者

次に3番の方は，これも建造物侵入，強盗傷人，それと銃刀法違反の，職務従事期間5日間の自白事件でした。これはパチンコ景品交換所に入って，そこでお金を奪おうとして，そこにいた人に，結構重いけがですね，6か月以上の加療を要する傷害を負わせているという事件でした。3番の方，感想をお聞かせください。

3番

私も裁判員裁判に関しては全然興味がないというか，自分に来るとは基本的に思ってなかったです。ただ，来たからにはやらなきゃいけない制度と感
じてます。基本的に断われないんじゃないかということで。私はもう年齢的に退職してるんで，そんなに負担はなかったです。

司会者

お仕事の御都合をつけたりとか，そういう負担はなかったということですね。

3番

それは自分で勝手につけられますんで。ただ，自分が退職してなかったらちょっと厳しいなという気はします。内容的にはこれだけ必要なのかなという気もしていました。何か間延びして，我々の仕事だったらもう少し詰めて，こんなにだらだらやっていたんでは商売にならないと言ったらおかしいんですけど，裁判というのは，申し訳ないですけど，税金を使ってだらだらや
てるなという気がしました。

司会者

実際の日程では，1日目に証拠書類の取調べ，それから情状証人の尋問，被告人質問を丸一日で行って，2日目には論告，弁論を行いましたね。

3 番

ええ。ですから、私が思うには多分 1 日は詰めても何の問題もないような気はしてたんですけどね。

司会者

あと評議を 1 日行って判決と。日程的にはかなりコンパクトな内容で、実質的な審理は 1 日でしたか。

3 番

そうですね。それでもこれはちょっと掛かり過ぎじゃないかなと思いましたね。

司会者

あと、やらなきゃいけないという使命感をお持ちだったということですか。

3 番

使命感というか、裁判員の通知が来た時点で内容を読ませていただくと、断われる理由がないと感じてたので。

司会者

もし断われれば断わりたかったですか。

3 番

まあ面倒くさいですからね。正直言えば来ないで済むんだったら来ない方がいいと思います。

司会者

ただ、断わっていい理由を一生懸命探したけども、なかったということですね。

3 番

はい。

司会者

分かりました。やる前は面倒くさかったということですけど、やってどう

でしたか。

3番

やったらやったで面白いといえは面白いですね。また来たらやろうかなという気はあります。

司会者

分かりました。では、また当たったときは、是非頑張ってください。

3番

はい。

司会者

次の4番の方と5番の方は同じ事件を担当しておられます。住居侵入、強制わいせつ致傷等の職務従事期間12日間で、なおかつ否認事件でしたが、実際は件数が多かったですね。強制わいせつ致傷と下着を物色する目的での建物への侵入、更に強制わいせつが四つも並んでいて、どれについても何か言い分があったという事件ですね。それでは、裁判員を務められた感想をお話してください。

4番

私も、まさか自分が選ばれるとは、というところから始まって、最初は他人事という感じだったんですけど、通知が来てからどんどん抽選で選ばれていくうちに、あっ、やらなきゃという気にはなっていました。私の場合は、件数がとても多かったというのもあって、あと被害者もAさんからFさんまでいらっしやって、それをだだだだだっとならして行くので、どっちかという追いつかなかったのも、もうちょっとしっかりやりたかったなと最後になって改めて思いました。証拠で判断するというところにおいて、すごく一生懸命教えてくださってたんですけど、すごくいっぱいあって、えっ、この人はこうだった、あの人はああだったというのが結構あったので。ちょっと大変だったなと。

司会者

もうちょっとゆっくりというのは、証拠調べと、評議と主にどちらについてでしょうか。若しくは両方ということですか。

4 番

評議よりも、被害者の方がいらっしゃってお話を聞くというのをもうちょっとしっかり聞きたかったなという思いがあります。1日に2件とかあったので。

司会者

ゆっくり聞くととなると従事期間が長くなることもあると思うんですが、長くなっても1件ずつ丁寧に理解していきたいというお気持ちをお持ちですか。

4 番

そうですね。理解するのにちょっと時間が掛かったので。

司会者

なるほど、そういうことですね。

4 番

私も仕事をしてるんですけれども、会社もこういうことに関しては理解を示してくれて、しっかりとお休みをいただくことができたので、そういう点では大丈夫でした。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、同じ事件を担当された5番の方、お願いします。

5 番

まず経験の意義につきましては、非常に有意義でありました。1番の方からもお話がありました、非日常といった感覚も正直ありましたが、やはり、判決後の記者会見でも申し上げたんですけれども、自分の生活を見直す、すごくいいきっかけになったと思っております。車の運転から電車の乗り方、

特に強制わいせつ絡みの事件でありましたので、女性との接し方、これは職場も含めてですけれども、非常に気を遣うようになりました。そういった意味では、いい経験だったなと思っております。全体の日数等に関しましては、短いという意見も長過ぎるという意見もございましたけれども、12日間やらせていただいて、せっかく裁判員裁判ということで見知らぬ人たちが集まって評議をする上で、非常にコミュニケーションを取れる長い期間を設けられたということがよかったなと感じております。日程調整に関しましては、私も職場に恵まれておまして、特別休暇という形で休みをもらえる環境ではあるのですけれども、いらっしゃっていた方の中で前例がないから駄目だですとか、有休になってしまうですとか、そういった方がいたのも事実ですので、報道の方もいらっしゃるということであれば、この制度の周知といったところをもう少し企業側に働き掛けていただければ、参加する方も休みが取りやすいんじゃないかなと思った次第です。

司会者

御参加になっていた方の中にはそういう方が現におられたということでしょうか。

5番

いらっしゃいましたね。会社と交渉中とか。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、次に6番の方の事件ですが、これは2名共犯の強盗致傷で、おやし狩り的な事件が2件あって、更に70歳の女性と口論になって殴打して全治6週間のけがを負わせた傷害の事件もありました。いずれも若い被告人だったんですね。職務従事期間は9日間で、否認事件でした。では、御感想をお願いします。

6番

私は弁護士が主役の漫画を読んでいて、裁判員裁判も是非やってみたかつ

たので、当たったとき、やったあとと思い参加しました。やる前までは、犯人の人たちにどんな罰を与えればいいのかとか、どうしたら懲らしめられるかというか、そういう考えをちょっと持っていたんですけど、裁判官か裁判長かの方に、被告人の人がこれから社会で更生していくために必要な罰を与えるもので、懲らしめるためのものじゃないという話を聞いて、そういう考えで臨むんだなというのがすごく印象的で、すごく意義があるものだなと思いました。テレビとかの報道だと、何でこんな悪いことしてるのにこれぐらいの罰で済むんだとか、どうしても思っちゃうけれど、そういう立場じゃない、いろんな立場の人の意見を聞くことができたので、すごくいい経験でした。私はフリーターで、シフト制の仕事をしているので、日程調整は全然大変じゃなかったもので、そこは困らなかったです。ただ、通ってるレッスンに遅刻しなきゃいけないくて、ちょっと長かったので、それだけがちょっと困りました。

司会者

シフトというのは、候補者として呼ばれた段階でもう調整してあったんですか。それとも選ばれた後にそのシフトの調整なんかを行われたんですか。

6番

シフトを出すのが2週間前ぐらいなので、もしかしたら出られないかもという曖昧な表現しかできなくて、そこは働いてるところに迷惑を掛けたかなとは思いますが。でも休むかもとは言えたので、まだよかったです。

司会者

どうもありがとうございます。では、次は7番の方で、覚せい剤の密輸入の事件で、職務従事期間は4日ですけれども、1日で証拠調べをやって、次の日が論告、弁論という、そんな流れだったですかね。

7番

はい。

司会者

内容は2700グラムぐらいの覚せい剤の貨物を飛行機で送るという形での密輸で、被告人は送られてきたものを受け取る立場の人だと。同じような事実が二つあって、一つ目が40グラムぐらいの国際スピード郵便物の輸入で、もう一つが更にそういうものを受け取ろうとして結局見付かって受け取れなかったというような内容ですね。では、御感想をお伺いしたいと思います。

7番

私ももし機会があればやりたいなと思っておったんで、選任手続で裁判所に行ったときにはたくさん候補者がいて、まさか当たらんなと思ったのがたまたま当たりましたんで、どちらかといえばよかったなというふうに思ってます。多少不謹慎な言い方で言わせていただきますと、非常に楽しかったと言ったら失礼ですけど、面白かった、興味深かったというところですね。私の事件が特殊かもしれませんが、被害者が見えないんです。誰かに売ったのではなく渡すだけなので。だからこれも非常に変な言い方ですけど、いろんなこととお聞きして、証拠を重視して、答えを導き出すみたいな、いわゆるロジカルシンキングの研修のようなことをやっているようなバーチャル感が非常にあったなという、僕の考え方が変なのかもしれませんが、そういう感想を持ちました。日程については、3日間、4日間でしたかね、ゆったりとっていただいている感じがしまして、休憩もあったし、判事の方も3人とも非常にフレンドリーで本当にざっくばらんなお話ができました。そういう場を作っていただいて、非常に有意義だと言ってしまうとかなり高尚な言い方ですけども、非常に楽しかったという言い方が本当は正しいのかもしれませんが。やっぱり事件にもよるんでしょうけど、血なまぐさい事件ではなかったのと、それに外国人の方でありましたので通訳が入るんですけど、通訳がもう一つよくなかったなという気が私はするんですけど、それもあってふ

わふわ感というか、どうもリアル感があまりなかったという感じです。もちろん事実は事実なので分かるんですけども、御家族の弁明みたいなことも含めて全部通訳が入っていたので、どうも切迫感がなかったという印象でした。

司会者

日程が短かったということで日程調整はそれほど苦労されなかったですか。

7番

そうですね。たまたま私は7月、8月が暇で、自分で結構段取りできる仕事をしておりますので、そこは全く問題はなかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、8番の方ですが、強姦致傷の自白事件で、職務従事期間3日間、被害者の尋問はなく、主に勤務先の方とかお母さんとかそういう方が証人として来られたということです。まず御感想をお願いします。

8番

私は、裁判員制度は制度としては知っていたんですが、まさか自分が選ばれるとは思っていたので、通知が来てびっくりして、そこからいろいろと気になって調べるようになり、裁判員制度のそもそもとか、裁判員裁判とかを意識して見るようになりました。結果としては、よかったというのが今の感想ではあるんですが、一方で、この通知が来てから実際の日が迫ってくるまで、自分がどんな事件を担当するのか、場合によってはちょっと見たくないような証拠とかを見ざるを得ないんだろうなと。とは言いつつも、社会としてこういう制度が決まっているから、やらなければいけないんだという義務というか、せっかくの機会でもあるので、当日もいろいろな思いを持ちながら臨んだというのが実態です。3日間ということで、私も働いてるんですが、会社の制度もありましたし職場の理解も得られたので、かつ自分の仕事を裁

量である程度自由にスケジュールすることができたので、そんなに大きな負担ではなかったんですが、会社としてもあまり前例がなかったねみたいなコメントがあったので、まだ選ばれる人もそんなに多くない実情なんだなど。こういう機会を通してですね、もっと働き手であるとかいろんな人に対しても、より裁判員制度に参加しやすい社会になっていくことが今は必要なのかなというふうに私は感じております。

司会者

どうもありがとうございました。比較的出席しやすい環境に恵まれていたといたしますか、協力が得やすい環境におられた方が多かったように伺いました。

それでは、公判審理そのものがどうだったかという話ですが、まず1番の方の事件、覚せい剤の否認事件ということでしたが、最初に冒頭陳述というのが行われますけれども、そこで今から自分が何を判断しなければいけないのかというのは大体理解できましたでしょうか。

1番

事前に裁判官の方3名にある程度の説明をしていただいていたので、それに沿ってその場では聞けたかと思えます。

司会者

おおよそどういうことが問題になる事件だということは、裁判所も公判前整理手続をやっておりますので、ある程度どういうことが争点になるのかというのは分かった上で、予備情報をそういう形で得た上で聞かれたと。冒頭陳述というのが証拠と違うんだと、証拠ではないんだというような説明は受けになりましたか。

1番

はい。

司会者

そのこの区別は難しくなかったですか。その後、証拠調べに入ってから、証拠の中身と冒頭陳述の中身がどっちで聞いたのか分からないみたいな状態にならなかったでしょうか。

1 番

裁判をしてる最中はメモ書きとかはできるんですけど、それを自宅に持ち帰れないので、家に帰ってから復習みたいなことができないので、逆に集中して審理に臨んでたんじゃないかなと思います。

司会者

そうすると、その辺の区別もある程度念頭に置きながら、証拠は証拠として純粹に御覧になることができましたか。

1 番

そうですね、はい。

司会者

その点、2 番の方はいかがでしょうか。冒頭陳述と証拠の関連ですね。

2 番

まず最初に裁判官の方々から説明がありまして、その点では区別はできたのかなと思います。やはり冒頭陳述といえども内容として、例えば証拠がこういうものを用いてとか、どういう状況でというお話はもちろんありますので、厳密に分けられたかという点、冒頭陳述の流れを受けて証拠についてまた考えるというような流れだったと私は理解しています。

司会者

逆に冒頭陳述がないと、その後の展開としてなかなか証拠は理解しにくいのですか。

2 番

はい。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

私も最初に裁判官の方からほとんど説明を受けてまして、それに伴って見ていってるので、そのときはそればかりを集中して聞いてますので、別に違和感はなかったと思います。

司会者

3 番の方の事件は自白事件だったこともあって、検察官の冒頭陳述はA 4判の紙で1枚分ですね。

3 番

そうですね。

司会者

弁護人もA 4判で1枚、割とコンパクトにまとまっていたと。

3 番

本人も認めてるというので。

司会者

情報が多過ぎて混乱したとかそういうことはなかったですか。

3 番

ないです。

司会者

4 番の方は、事件の数が多かったのですが、最初に起訴状の朗読から冒頭陳述を御覧になって、いかがだったでしょうか。

4 番

被害者がAさんからFさんまでいて、そのたびにというわけじゃないですけど、被告人がこの部分は違いますとかおっしゃってて、そこを私たちはどこが違うんだろうと線を引いたりとかチェックしながら聞いていく感じが最初からあったので、よくAさん、Bさん、Cさんとか分かるなどか思いな

がらも、いろいろ聞いてました。

司会者

これはそもそも被害者の名前を出さない形で手続をするわけですね。

4 番

はい。

司会者

そうすると、被害者の方をアルファベットでずっとイメージしながら聞いていらっしやったと。

4 番

そうです。

司会者

Aさんとかが実際に法廷に来られるわけですよね。

4 番

はい、いらっしやいました。

司会者

ただ一貫してアルファベットで議論すると。

4 番

はい。

司会者

その辺と、あと数が多かったということで、最初にいきなり示された情報としてはちょっと多かったということなんですか。

4 番

そうですね、はい。

司会者

同じ事件を担当された5番の方はいかがでしょうか。

5 番

検察官の方の資料等，当日は非常に分かりやすく聞くことができたと思います。ただし被告人の犯行に対する否認の話，意見ですか，数が多かったというのがありますが，そこが本音かどうかといったところで，この人はそこまで覚えてるのかなというような形で被告人を見たという印象を覚えてます。

司会者

冒頭陳述を御覧になったとき，やっぱり情報が多かったですか。

5 番

そうですね。多かったですけど，やはりまとめというような形になりますので，後の証拠調べのときにもこの冒頭陳述にさかのぼって，資料としてこれがないと厳しかったかなというところがありました。

司会者

最初に全ての事件について冒頭陳述がされて，その後の証拠調べのときにはこれをガイドのように使って。

5 番

おっしゃるとおりです。

司会者

それで，ここが証明されたかどうかというふうにやっていったということですね。

5 番

はい。

司会者

場合によっては事件ごとに冒頭陳述を分けてやるというやり方もあるのかなという気はするんですが，全体像を最初に示された方がよかったですか。その辺はいかがですか。

5 番

やはり同じ被告人ということですので，私はその全体像を出すことによっ

て裁判員に与える印象は随分違うのかなとは思いますが。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

同じですね。最後にというわけじゃないですけど、まとめで検察官の方の冒頭陳述メモが本当に役に立って、すごく分かりやすく、私たちが線を引いてるところがちゃんと書いてあったりとかしたので、この事件はこうだったというのはすごく理解できました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

私のところは被告人が二人いたので、しかも結構争ってる点も幾つかあったので、最初は分かりづらいなと思いました。でも検察官のメモがカラーで、しっかりところが争ってるところだよというのがあったので、それは分かりやすかったです。弁護人はタイプが全く違って、片方の被告人の弁護人は書いてあることをそのまま読んでいく、片方の弁護人はまず紙を渡さないで、自分で語りかけるという手法をとっていました。被告人に対する印象が弁護人で変わってきちゃったんで、最初の受け取り方がそこで変わるんだなと思いました。

司会者

弁護人の冒頭陳述の仕方、書面のタイプも違ったということですね。

6 番

書面のタイプも違いました。それで最初ちょっと混乱しました。

司会者

7 番の方はいかがだったでしょうか。今は主に検察官の冒頭陳述だけ聞いてしまっていますが、弁護人の方も含めておっしゃっていただけますか。

7 番

事実関係としては本人も認めてましたので、そんな争いはなく、そこはあまり混乱はしなかったんですけども。最初だったか途中だったか忘れちゃったけど、判事の方からですね、疑わしきは被告人に有利とか、証拠だけで判断してくださいとかというキーポイントを教えていただけました。そこで、やっぱり分からないのは御本人が知ってたか知ってないかというところだったんですね。検察の方は覚せい剤を受け取るということを知ってましたという主張でしたが、弁護人の方は何が来るか分かりませんでしたと。普通考えたらこんなうまい話はないやろうから知ってたんだろかなとは思いましたが、疑わしきは被告人の利益であれば、それは知らなかった形でやるべきだろかなとかですね、裁判のセオリーというんですかね、そういったものをいただいて、この事実はこちら当てはめたらこう判断せざるを得んだろかなというふうに、事実と量刑というのを考えていったなという気がします。先ほども言ってますけど、一種の与えられた条件と事実をもって答えを導き出すような、ロジカルに、だからこうなんですということをやるような一つのプロセスのものなのかなという感覚を持ちました。それで、量刑のグラフですかね、あれも見て、相場観と言ったら失礼ですけど、相場はこれくらいだからこれくらいかという話。それも、それ自体を議論しても私たちは分かりませんので、それがあつたものとして、これを考えれば事実としては5年に当てはまるのかなという考え方で進めていったなという気がします。

司会者

8 番の方。冒頭陳述のことを今は伺っていますけれども、裁判の入口でそういうことを聞いて、これからの審理がどういう審理になるかというのが大体イメージを描けたでしょうか。

8 番

私も、冒頭手続の後の検察官の陳述で、争点は量刑ですとシンプルに最初

の結論があって、全体の構図としては事実はまだ確認できていて、それを追って見ていくのは証拠の確認ですよみたいな、構図が示されたのは分かりやすかったです。私の場合、実際の事件が争点としてお互いかみ合わないとかそういうことはなかったの、そこは理解しやすい大きな理由だったと思っています。

司会者

弁護人の冒頭陳述について、紙を配ってやる、配らずにプレゼン方式でやる、いろいろなパターンがあるかと思いますが、御感想のある方はおられますか。どうぞ、5番の方。

5番

私が参加させてもらった方だけかもしれませんが、先ほど6番の方からもありましたが、非常に劇場型で我々素人裁判員に訴える弁護士さんがいらっしゃいました。疑わしきは罰せずというふうな御説明もいただきましたけれども、あまりにも一般人に印象付けようとしているためだけの、語弊があるかもしれませんが、ちょっとうそくさい弁護士さんのような印象を受けました。ですから、その弁護士さんが一生懸命裁判員を誘導しようとしているような、そんな印象を受けた冒頭陳述だったと思います。その後、控室に戻ったときに裁判官の方にも聞きましたけれども、いろんな方がいらっしゃいますというようなお話もあったかと思っています。そこは自分で冷静に考えなきゃいけないんだろうなと思った記憶があります。

司会者

同じ事件をやられてどうでしたか。

4番

訴えかけられました。そのときは、ちゃんと被告人の話を聞いてください、医師の話を聞いてくださいみたいな、すごく訴えかけられて、そんなに言ってるんだったらちゃんと話を聞かなくちゃと、もしかしたら本当にそうなの

かもしれないという気持ちには多少なって、しっかり聞こうという前向きな姿勢になったことは確かです。

司会者

冒頭陳述のスタイルの問題なんですけど、まず手元に何も配らない状態でプレゼンテーションの形でやられたというのは、論告も特に弁護人の弁論も含めて御経験になられた方はおられますか。

6 番

はい。聞いてるときは何かそういうことを訴えてるんだなというのが残るんですが、資料がないので、特に冒頭陳述は、事件をそんなに把握してない状況で言われちゃうから、最終的な印象には残りづらいというか、事件に対する内容把握はしづらいなと思いました。

司会者

弁護人が今からどういうことを明らかにし、若しくは検察官が明らかにできないというような話だと思うんですけどね。

6 番

被告人が何を訴えてるかは分かるけど、冷静に争点を考える上では争点のポイントが分かりづらくなり難しいなと思いました。

司会者

では証拠調べの中身に入っていきたいと思います。まず覚せい剤の事件の方はお二方おられますけれども、1 番の方の事件は否認事件だったですね。要するに中身を知らなかったというような意味ですか。

1 番

はい。

司会者

主な証拠としては、証拠書類の他は被告人質問、被告人にずっと話を聞いていくという展開だったのでしょうか。

1 番

はい。

司会者

そこで、まず弁護士から話を聞いて、それから検察官が聞くという形だっ
たと思うんですけども、双方からの話を聞いてスムーズに内容が理解でき
て、事実認定に必要な材料も得られたという感じだったですか。それともな
かなか理解し難いところがあったでしょうか。

1 番

被告人が日本人ではなくて通訳の方が入ったんですね。被告人の声がまず
すごく小さくて何言ってるか分からない。多分日本語を理解してるはずなん
ですけど、絶対に日本語では答えない。検察側の質問については絶対答えな
かったんですが、弁護士の方の質問には日本語に対して日本語で答えたりし
ていたので、日本語が分かるんだなというのは見てて分かったんですけど、
裁判の制度として通訳の方が入るということで、何か2段階、1度日本語じ
ゃない言葉をずっと聞き、その後通訳の人の言葉を聞くので、なかなか感情
とかが伝わりにくくて、理解するのが結構難しかったです。

司会者

そうすると、まず被告人本人がどうも日本語分かっていそうだけど、小さ
な声で中国語で答えると。

1 番

はい。

司会者

それから通訳が入るということで、情報が間接的に伝わるような感じがし
て、なかなか実感がつかみにくかったということですか。

1 番

はい。

司会者

そのような証拠調べだったということで、後で御判断をする際に何か困難を来したということはありませんか。

1 番

真実を語ってないんじゃないのというふうに思っていました。本当のことを言っていないのかなみたいな。

司会者

検察官の質問にはあまり答えられないんですか。そもそも答えなかったですか。

1 番

答えなかったです。

司会者

黙秘するというわけでもないんですね。

1 番

そうじゃなかったですけど、答えるとしても通訳の方を介して答えるという感じでした。

司会者

答える内容があまり質問にストレートに答えるような感じじゃなかったということですか。

1 番

そうですね。自分の主張をすごく、質問とは違うことをどうしても答えてしまっていて、弁護人にも今それじゃないからと言って止められたりしていたので、時間も長くなったりしていました。

司会者

そういう意味では、かなり個性の強い被告人だったんでしょうか。もちろん他に比較のしようがないかもしれませんが。

1 番

はい。

司会者

では、同じく覚せい剤の事件を担当された7番の方ですが、証拠調べ全体や証拠書類についてお伺いします。証拠書類を調べて被告人質問をした後にどなたか証人出てきておられますが、これは情状証人ですか。

7番

そうですね。お兄さんだったかな、確か。

司会者

そうすると、事実としては認めているということですが、被告人の認識についてポイントを突いた証拠調べをされていたかどうか、尋問内容がどうだったかという点についてはどのような印象をお持ちですか。

7番

被告人は若い方でキャラなんでしょうけど、ほとんど認めてるので、検察官の質問に対しては大体イエスだけなんですよ。「はい」だけで、それ以上何も言わない感じなんです。だから変な話、無口な被告人みたいな感じだったんです。物はいろいろ出てくるんで事実は全部認めてはるんでいいんですけど、結局は本人は覚せい剤やと分かってたか分かってなかったかというところを、どう判断するかというところだったなというふうに思います。そこも、弁護人の方は、知らなかったんですと、来て分かったんですというようにことでしたが、あくまでそれは推論でしかないんで、それを認識してたかという証拠は私は出た記憶がないんですね。物が来た後にいろんな小分けするものを買いに行くのに時間が早かったから、こんな時間に買い物に行けるということは中身を知ってたん違うかというようなこともあったんですけど、それとて、それは分らん話でもあるんで。

司会者

そうすると、御判断としては、被告人質問で何か得られたというよりは、

被告人質問以外の他の証拠から理屈で詰めていったというような事件だったんですかね。

7 番

そうですね。通訳もあるので、御本人はキーになることは恐らく何もおっしゃらなかった気がします。弁護人の最後の弁論は非常に説得力がありました。最後の論告、弁論では、最初、検察官の話を聞いて、そうだそうだと思ったんですけど、後でまた弁護人の話を聞くと、やっぱりこっちがそうやなというふうに何となく思いましたね。順番のせいなのかもしれませんが。個人的にはそういう印象を持ちました。

司会者

今のお話ですと、自白事件ではあるけれども、いつ頃から分かっていたかについては検察官の言いたいことと被告人の言いたいことがちょっと違っていたんですかね。

7 番

そうですね。

司会者

はい、分かりました。それでは次に強盗の事件ですが、2 番の方の事件は自白であるけれども被害者の方を尋問したということで、被害者が出てこられて尋問内容を聞くということについて、どんな感想をお持ちになりましたか。

2 番

私も初めてですので他の事件のことは分からないんですけども、両方の意見を聞く、主張を聞くという意味では、被害者の方も来られて、変な言い方ですけど、よかったなと思います。コンビニ強盗の案件だったんですけども、被害者と加害者が同じ法廷に入るということで、裁判所の方でもいろいろ配慮されていたようでして、そういう点も含めてすごく丁寧な対応をし

ていただいたんだなという印象を持ちました。実際に被害に遭われた方の生の意見というのは、私を含め、他の裁判員にとっても最終的な量刑を判断する上で大変参考になったと思っております。

司会者

それに対して3番の方は、パチンコの景品交換所の強盗で自白事件ですが、被害者は見えなかったんですね。

3番

来られてないです。

司会者

その点どうお思いになりましたか。

3番

まだ体の調子が悪いみたいで、来ないのが普通かなと。被害者の意見として、あまり関わり合いを持ちたくないというような感じでした。ただ、被害者の方も若いときに自分もそういうときがあったから、あまりひどく処罰はしないでねというような意見書が来てたみたいでした。被告人も認めてたので、あんまりそんな感じではなかったですし、被告人は我々の質問にもよく答えてくれました。

司会者

被害者が法廷に出てこないことで、事件の理解が難しかったということはないですか。

3番

ないです。

司会者

事件としてそれほど複雑な事件というわけではないですか。

3番

複雑ではなく、要はお金が欲しくて景品交換所に行ったという単純なもの

と思ったので。

司会者

それに対して6番の方の事件では、否認事件ということもあって被害者も来られたんですね。

6番

はい。3名ともいらっしゃいました。

司会者

結果的に否認事件なので被害者の方も来ざるを得ないと思うんですが、被害者の方が来るということで事件を理解しやすかったかどうか。逆に被害に遭った人が来るということで精神的にちょっときついという面がなかったかどうか、その辺ちょっと伺いたいんですが。

6番

皆さん、けがは完治されていて元気な状態ではあったので、こっちが見てすごくつらいというのはなかったです。2名の方が被告人から見えないように遮へい板を入れてほしいというので、見たくないという思いが伝わってきて、何かそういう被害者側の心情も感じることができました。

司会者

そういう光景も含めて被害者の理解には役に立ったということですね。

6番

はい、そうです。

司会者

尋問では争点となっている事実について分かりやすく尋問されていきましたか。

6番

弁護人が聞きたいことと検察官が得たい答えとが食い違ってるから、そこですごくもめちゃって、異議が出たり。そこでやり合って、そのときは結構

大変でした。

司会者

検察官と弁護人がやり合っていたということですか。

6 番

そうですね。それはおかしいんじゃないか、それは違うんじゃないかというのがあったので、そこは大変でした。

司会者

初めてですよ、そういう光景を現に御覧になるのは。

6 番

はい、そうです。

司会者

今度は4番の方、5番の方が関与された事件、強制わいせつ関係の事件ということで、被害者の方がたくさん出てきたということですが、事実の分かりやすさの点とか、被害者が出てくるという、被害者のお話を聞くことに対する負担だとか、その辺についてどういうふうにお感じになったかお伺いしたいと思います。4番の方いかがですか。

4 番

いろいろな方がいらっしゃって、被害を受けた方も最初から結構強い口調でおっしゃる方もいれば、泣いてる方もいらっしゃって、やはりそれなりの、暴行というか致傷とかですけど、致傷がなくても精神的にすごい被害を受けてる方がいらっしゃったので、やっぱり見ててすごく嫌でしたね。

司会者

問いに対して、感情が揺れてうまく答えにくいというような方もおられたんでしょうか。

4 番

そうですね。中にはいらっしゃったんですけど、皆さん結構はきはきおっ

しゃってて。見えないというのもあったのかも。

司会者

遮へい措置を執ってあったんですね。

4 番

はい。何か画面で。

司会者

ビデオリンクで別室でやったんですね。

4 番

そうです。別室でやって私たちだけに見えてという形の方法だったので、結構はっきりとおっしゃってた方もいらっしゃって。お話の内容とかもすごくリアルな感じで、こうしてああしてというのをおっしゃってくれたので、私たちも理解しやすかった点もありました。あと、AからFの事件で全部家の間取りが出てくるんですけど、それも全部違うので、どこから入ってどうしたみたいなのを理解するのがちょっといろいろと。

司会者

数が多いということで御苦労があったんですね。

4 番

はい。

司会者

5 番の方も同じ事件に携わられたんですが、ビデオリンクだということで、その理解のしやすさ、しにくさ、何か感じられることはありますか。

5 番

被害者の方に配慮された正しいやり方だったのではないかなと思っております。

司会者

他に被害者の方の話聞くということについて感じられたことがあればお

伺いたいのですが。

5 番

そうですね。後々思うと、その証言も証拠になるということで、その証言の信ぴょう性ですとか合理性を確かめるための質問だとは思いますが、非常に生々しく、それを聞いてどうするんだというような質問があったと認識しております。

司会者

それは弁護士からということですか。

5 番

いえ、主に検察官からですね。例えばそのわいせつ被害の状況で、乳房をもまれたと言った一言に対して、どっちをもまれた、どこからやられたと、右手か左手かとか、右の乳房か左の乳房かとか、やってることには変わりないんだからそこまで聞かなくてもいいんじゃないかと思うことはありましたが。後々考えると、いかにそれに迫真性があるか、被害状況を正確に把握しているかどうかといったところを考えると必要な質問だったのかなとは思いました。

司会者

聞いている最中はどうしてこんなことをここまで聞くのかという印象を持たれたけれども、後で評議とかに入って、その信用性を判断する段階になると、要らない質問でもなかったのかなと。

5 番

おっしゃるとおりですね。

司会者

むしろ必要だったのかと。そういう意図で聞かれたというのが後からは理解できたということですね。

5 番

はい，理解できました。一方で被告人に対する質問としては，裁判官からの質問はどちらに対しても公平だったという印象はあるんですけども，やはり弁護士，当然弁護士さんはそれがお仕事だと思うのですが，いかに被告人からこういった証言を引き出そうとしてるのかといったニュアンスの質問をされてるなという印象が。

司会者

それは被告人に対しての質問で，引き出したいという答えが，やや誘導ぎみだったということなんですか。

5番

何となくですけども。

司会者

あと，8番の方は強姦致傷の事件で，この事件は被害者からは聞かなかったということですね。

8番

そうですね。書面で確か検察官の方が読み上げられただけですね。

司会者

そうしますと，あとは情状証人が二人出てこられていますね。事実には争いがなくて，被告人とあと情状証人として勤務先の社長さんとお母さんが出てこられているようなんですが，その情状証人の話を聞かれた感想を伺えたらと思います。

8番

お二方の証言されてた中身を伺うと，今後の更生においてしっかりサポートしていくという大筋のストーリーはそうなんですけども，いろいろと私も質問をしたこともあるんですけども，それは一応口では言ってるんですけども，実際に本当にサポートしていくのかなど。というのは，今までと何が違うかという変化点あまり見えなかったんで，もう少し適切な証人の方がいるんじゃないかな

いかと思ったりすることはありました。それは、例えば家族の他の人であるとか、知人とか、今までの裁判の中において出てきたキーマンだなど感じた人が、今回は来られてないみたいなのところがありました。そういうところが、証人を追加では呼べないんだろうなと思いつながらも、ちょっと消化不良だなど感じるころはありました。

司会者

そうすると、今後最も被告人と関わっていきそうな人とはちょっと違った立場の人が出てきていたということなんですか。

8番

そうですね。お二人のうち一人はよく関わっていきそうな感じはすごく受けたんですが、もう一方ですね。言葉では接し方を変えていきますよみたいなことをおっしゃっておられるのが、あまり信ぴょう性をもって受け止めづらいなと感じたんですね。

司会者

分かりました。一応出てきてはいるけど、というような感じを受けられたんですね。

8番

はい。

司会者

他に情状証人の関係で印象に残っておられる方はおられますか。3番の方。

3番

私も仕事先の社長さんという方が見えられたんですけど、頼まれて仕方なく出てきたなという雰囲気は受けました。今まで仕事を出していた先の若い人が起こした事件で、刑を終えて出てきたら、自分が元気だったらまた使ってもいいよというような意見で、何か頼まれてしょうがなくて来たような雰囲気は受けました。他に誰もいなかったような感じもしました。

司会者

その情状証人の話を聞いたことで、被告人の人柄とか被告人に対する見方が変わったとか、その情状証人が出てきたことで被告人にいい影響を与えたんじゃないかとか、そういうような感想を持たれた方はおられませんか。どうぞ、6番の方。

6番

共犯事件で被告人二人が友達で、情状証人として被告人の奥さんが出てきたんですが、もう一人の被告人に対する印象とかそういうのを語ってくれたことで、二人の関係性、それまで思ってたのとちょっと違うのかなというのを知ることができました。

司会者

要するに、片方の被告人の奥さんの話から、その夫と共犯者との関係を窺い知れるようなエピソードが出てきたということですか。

6番

そうです。

司会者

他に情状証人のところで。はい、どうぞ。1番の方。

1番

私の場合は、被告人の今の恋人という男性が出てきたんですが、その方が自分も何か捕まったらしくて、検察に対してすごい恨みを持ってる状況で出てきて、それまでに話が出てきていないことを口走ってしまったんですね。なので被告人に対して不利な証言をしていました。

司会者

それは弁護人が連れてきた証人ですか。

1番

そうです。

司会者

その方は今受刑中，若しくは身柄拘束された状態でご出されたんですか。

1 番

拘束を以前されていたんだっただけで，そんな感じだったんですけども，自分も捕まっていた恨みがあるという感じで，裁判員の人たちにもにらみを利かせたり，やじを飛ばすみたいなことをして注意されたりしてました。

司会者

態度が悪かったということですね。

1 番

はい。

司会者

それであまり被告人のためにもならないことをしゃべって。

1 番

それ言っちゃ駄目でしょうみたいなことを言ったので，ちょっとびっくりしました。

司会者

それは弁護人がなかなかうまくコントロールできなかったみたいな感じですか。

1 番

他にいなかったのかなみたいな感じはしてたんですけども。多分出てきた後にも自分がちゃんと面倒を見ますというつもりで来たのかもしれないんですが，ちょっと怒りは人を狂わせるなと思いました。

司会者

逆効果とまでは言わないまでも，来てもあまり意味がなかったということですか。

1 番

そうですね。私たちの印象が悪くなったなというふうに私は感じました。

司会者

どうぞ，8番の方。

8番

先ほどの裏返しにもなるんですが，情状証人の方が例えば今後更生をサポートしていきますというふうなお話をされたときに，被告人が結構涙ぐんだりだとか目を腫らしながら聞いているみたいな態度で横にいるのを見ることが我々もできたので，そこは実際に証言の信ぴょう性というか判断する材料になったなとすごく感じました。

司会者

その信ぴょう性というのは，どういう点で。

8番

その被告人が，例えばその証人に対して信頼を持っているかとか。

司会者

ああ，なるほど。

8番

結構若い被告人だったので，今までの家庭環境とかを考えると，今後誰に自分を託していけるのか，そういう温かい言葉でまだ迎えてくれるという人に対しての感謝というか，そういう反省の念とかが次に続いてきたので，そういうのを引き出せるような情状証人というのは，我々としても判断するいい補強になったかなとは思いますが。

司会者

要するに，証人がいて被告人席に被告人がいて，証人の話を聞きながら被告人の様子なんかも御覧になっていて，その相互の影響と申しますか，その点を見て今の被告人の心境とかを推し量ることができたと，そういうようなことになりますか。

8 番

はい，そうです。

司会者

では，茂木副部長の方から何かございましたらどうぞ。

茂木検察官

東京地検公判部で副部長をしております茂木でございます。皆様からいただきました意見につきましては，これから裁判員裁判の事件で私たちがより改善した活動を行っていくために大変重要なものということで考えておりますので，そういった観点から幾つか御質問をさせていただきたいと思えます。まず1番の方にお尋ねいたしますけれども，この事件の冒頭陳述を見ますと，争点の最初のところから共謀とか営利の目的という言葉が出ていて，私がもし裁判員の立場だと，これはちょっとよく分からないなという気もしたんですけれども。法律用語といいますか，我々が司法試験の勉強を始めた頃から共謀とか営利の目的というのはすごく慣れ親しんでる言葉なので，ついこういうところに使うわけなんですけれども，その辺りの御理解の上でどのようにお感じになったのかお聞かせいただけますでしょうか。

1 番

最初にこの資料を基に説明を受けたときには意味がよく分からなかったんですけれども，裁判員として参加している間に，あっ，こういうことなんだなというのを少し理解した感じです。

茂木検察官

冒頭陳述の段階からこういう言葉を使っておりますけれども，その時点ではそれほどよく理解はできなかったけれども，審理が進んでいくにつれて特に支障がなかったということで理解してよろしいでしょうか。

1 番

はい。あと，こういう裁判物の映画ですとかドラマですとか，割とそうい

うものに興味があったので、何となくそういうことなのかなという形で参加していました。

茂木検察官

ありがとうございます。できる限り私たちも分かりやすい平易な表現を心掛けていこうと思っているところでございます。それから2点目なんですけど、4番の方にお尋ねをさせていただきますけれども、冒頭陳述とか論告で私たち検察官も最近、証言台のところに出て説明をするという試みをしております。従来、皆さんが御経験された裁判員裁判では検察官席からやっていたと思いますけれども、検察官席から離れている裁判員の方には聞きにくいのではなかろうかという思いもありまして、パフォーマンスとかそういうことではないのですけれども、真ん中に出て平等に皆さんにお話をするべきではなかろうかということから、聞きやすいのかどうかという観点で実際に試しているところでございます。もしそういうことを検察官がやるという場合、どのようにお感じになりますか。

4番

いや、特に感じないと思います。

茂木検察官

そうですか。

4番

はい。私の場合はちょっと期間が長かったのもあって1回場所が入れ替わったんですね。最初弁護士側だったんですけど、法廷が変わって次に検察官側になったりとかしたので、どちらでも別に聞き取りにくいということもなかったです。それが例えば真ん中に来られても別に。

茂木検察官

何か他の方で今の点について、それはやめた方がいいのではないかなとかいう御意見がありましたらお聞かせ願えると助かります。

司会者

中には弁護人がそういう形でやられたのを経験された方もいると思うので、そういう御経験を踏まえてということでも結構かと思えますけれども。2番の方。

2番

裁判員に平等に聞こえるようにというお話があったかと思うんですけども、私が参加したときは、私の目の前にモニターが設置されておりまして、その前に検察官の方々がいらっしゃって、実は私はほぼ見えてなかったんですね。もちろん弁護士側は見えてたんですけども。その意味では、先ほどおっしゃっていただいたように真ん中のところに立ってしていただくというのは意味があるのかなと思いました。

茂木検察官

ありがとうございます。あと2点ほどよろしいでしょうか。

司会者

どうぞ。

茂木検察官

6番の方にお伺いしますけれども、この事件について弁護人の弁論の中では量刑グラフを用いて量刑の主張をされておりました。それに比較して検察官の求刑の方は、論告では文章だけになっていて、しかも分量もちょっと少なめという気もしましたので、それとの関係で弁護人の方の弁論の量刑の主張の方が検察官の求刑の主張よりも分かりやすかったかどうか。そういうことがあるならば、弁護人の弁論の手法を参考に取り組んでいきたいという思いもありますので、御感想をお聞かせいただけますでしょうか。

6番

正直、検察側のときはそのグラフとかもなかったもので、求刑がなぜこの年数なのか、経験上おっしゃってるんだろうなどは思ったんですが、分からな

いところはありません。けれど、弁護人のグラフが二人ともちょっと違ってて、多分検索条件が違ってて、それを検察側の方も指摘されてたんですけど、それもあつたし、このグラフだからこの辺に当たるんじゃないのという説明も何か強引だなというのがあつたので。もちろん私たちが評議するときには、実際いろんな条件で検索したグラフを見せていただいて評議できたんですけど、グラフがあればいいというわけではないなと思いました。結局、検索条件とかそういうことも私たちは知らないんで、それだけ見せられると逆に混乱するかもしれないので、別になくてもいいかなとは思いました。

茂木検察官

関連して、検察官の求刑について、なぜそういう求刑になるのかという説明が少し足りなくて、どうしてこういう求刑になるのかよく理由が分からないという、簡単に言ってみれば求刑の意見に唐突感があるというような御感想をお持ちになった方はおられますでしょうか。

司会者

大体、論告では求刑欄が空白になってますので、皆さんそこで初めて数字を聞かれるんですよね。その数字を聞いたときの瞬間のことを覚えておられれば。

7 番

私の場合は覚せい剤の密輸の事件なんですけど、意外に重いなという印象を持ちました。後で検討の段階で、マックスは無期までありますよというお話も聞いて、それだけ重大な事件だなというようなことが分かったんですけど、ああ、そうかなというのがありました。あと、さっきのグラフを検討の段階で見せていただいて、そこでどう見るかというところだったんですけど、覚せい剤の量である程度決まりますというお話なんですけど、その量はあくまで送った方は分かるんですけど受け取る側は分からないので、結果責任みたいな、結果的に何キロ来たから10年で、半分やから5年やとかというの

は、それは彼に責任があるのかなと検討段階で思ったことがありました。

茂木検察官

ありがとうございます。基本的に量を基準にしつつも、もちろんその事案の事情に応じて増減するということの一つの考慮要素ということになるのかと思います。いろいろありがとうございます。検察官としても、皆さんにこれが適切な量刑なんですよという検察官の思考過程といいますか、そこを明確にお伝えできるようにというふうに考えております。ありがとうございます。とりあえず私からは以上でございます。

司会者

ちなみに今のケースの求刑は、最初に同種事案の量刑傾向としては懲役7年から12年で懲役9年が最も多いと、こういう中では真ん中より重い事案であるというようなところから入って、それでいろんな要素をお書きになっているので、求刑は懲役12年及び罰金500万円で、言い渡しは懲役8年と罰金300万円。そういうことで一応ぼんと数字が出てきたというわけではないんですかね。その前に若干こういう傾向の中にあってこういう位置付けだという説明はあったんですね。

7番

はい、もちろんそれはありました。ただ、先ほども言ったように何でマックスなのかなというのは唐突感がありました。

司会者

その辺については後で量刑グラフを御覧になって確認もされたということですね。

7番

そうですね。

司会者

それでは、北澤弁護士の方から何かございますか。

北澤弁護士

第一東京弁護士会の北澤と申します。皆さん貴重な御感想をありがとうございます。質問ですが、4番の方、5番の方の事件で被害者参加されていたかと思うんですけど、被害者の方のいわゆる証人尋問以外に、被害者の代理人の方が尋問というか質問されて、それから弁論としての意見陳述もされたというふうに理解をしているんですけども。そのような質問や意見陳述がされることによって、その事件の捉え方に影響がどのくらいあったかとか、あるいは聞いていて辛かったとか、そういった御感想がもしあればお伺いできますでしょうか。

司会者

では、4番の方、5番の方、順番でお願いします。

4番

そうですね。訴えかけるようなやり方ではなく、何かスライドみたいな、何かすごくほんわかとした、ほんわかと言っては失礼ですけど、優しい画面が出てきて、何かこんなにも傷つきましたみたいな感じの、何か優しい感じの訴え方を被害者参加弁護士の方はしていて、でも一番求刑がきつくてという感じだったんですけど。聞いてて、その人のためにすごく一生懸命やってくださってるというのが伝わりました。

司会者

被害者参加された方は、Eさんという方ですけども、全ての被害者の方の参加があったわけではなくて。

4番

お一人だけです。

司会者

それで、検察官の求刑8年に対して科刑意見として懲役10年とお述べになったと、そういうことですね。

4 番

はい，そうです。

司会者

それで，事件の見方とかに影響があったかどうかという点はいかがですか。

4 番

そうですね。何かすごく優しい，訴えかけるような感じの，考えてくださ
いみたいな感じだったので，こんなにひどいことをしたんだなという感じに
はなりました。

司会者

5 番の方，同じ光景を御覧になったと思いますが。

5 番

そうですね。正反対の印象を持ってしまったというところがあります。ま
ず，被害者参加弁護士という制度があるのであれば，他の方も利用されては
どうかと思いました。今回の被害者の方お一人だけでしたので，そこはな
ぜこの人だけなのかなと思いました。被害者の発言については，この方は非
常にストレスを感じていたような印象を覚えております。

司会者

今回参加された被害者御本人ということですね。

5 番

確かそうですね。私も E さん， F さんとかが少し混同してきましたが。

司会者

その被害者の方御自身もずっと法廷におられたんですか。

5 番

別室のモニターで。

4 番

法廷とか見ていらっしかったです。

司会者

モニターで、証人尋問のときにはいたと思うんですけど、その後は。

5 番

いらっしゃってないですね。

司会者

そうすると、弁護士さんだけずっと来ておられたということですね。

4 番

はい。

5 番

餅は餅屋じゃないですけども、プロの方に弁護してもらってるんだなという印象を受けた一方で、私は正直量刑に関する判断としてはあまり左右された記憶はありません。あくまでも事実は事実として被害者の方の証言に基づいて考えさせていただいたといったところが私の印象です。

司会者

更に何かあればどうぞ。

北澤弁護士

6 番の方にお伺いしたいんですけども、一番最初のときのコメントで刑罰というのは懲らしめるためというよりも更生するためであると理解されたというふうにお聞きしたんですけども、そういう御理解に至ったきっかけ、例えば弁護人からそういう弁論なりで説明があったとか、あるいは裁判官からそういった説明があったとか、どういう経緯とか事情でそういうお考えになったのか率直に伺えればと思います。

6 番

私は裁判官か裁判長の方からそういう話を聞きました。いろいろ証拠調べとかして、私たちの間でもこれは本当にあったのかと、この強盗致傷をしている被告人にどんな罪がよいか話題になっちゃう中で、そう言っていた

いたので、あっ、そういうことなんだなと、更生するためのものという、裁判をする意味とか意義とかを話してくれたので。

司会者

それは裁判長がということですか。

6 番

裁判長か裁判官か忘れたんですが、教えていただきました。法廷ではないです。

北澤弁護士

ありがとうございます。量刑を検討されるに当たって、裁判官から、いわゆる行為に基づく責任とか、行為にふさわしい責任として刑罰を決めるのであるという御説明がある場合が多いのではないかなと理解をしておるんですけども、行為に応じた責任と更生とのバランスとか狭間といったところで悩まれたようなことはありましたか。

6 番

そこが一番悩みました。特に被告人が若くて20代前半の人たちなので、この人たちがまた今後社会に出て生きていくことを考えるということも大事なんだなというのを考えました。

司会者

よろしいですか。

北澤弁護士

はい。

司会者

ではここで報道機関の方がお見えですので、御質問があればどうぞ。

甲社A記者

甲のAと申します。今日はありがとうございました。1点だけお伺いしたいんですけども、裁判員裁判の対象事件になっているものの中で、これは

あまり裁判員にそぐわないのではないかと感じるような罪名，罪種があるかどうかというのを，御自身の経験から，例えば暴力団が関係してる事件であるとか，あまりにも難しい専門的な分野に言及しなければならない事件であるとか，一般の人ではちょっと難しいなと感じる部分が御自身の体験の中であって，こういう事件だったらやりたくなかったなとか，そういう御意見があればお伺いできればと思うんですけども。

司会者

基本的には裁判員の方は御自身が経験した事件以外のことについてはなかなかお答えが出にくいかなというふうにも思うんですけども。そういう前提で何かお答えいただける方がいれば。3番の方。

3番

私は，暴力団関係の事件があったとしたら，やっぱり恨まれたくないのでやりたくはないです。裁判というところどこかで顔を合わすじゃないですか。それはやっぱり暴力団絡みの人とは会いたくはないです。どういう事件が裁判員裁判になるのか基本的によく分からないので，裁判所から来てくださいと言われてりゃ来ますけど，どれがいいって選べるわけではないと思うんですよ。この裁判は嫌だとかって言えるんですかね。そういうことはないと思うんで。基本，選ばれたら来ようとは思いますがけれど，できればそういうのはやりたくないですね。

司会者

専門性というのは，今回医師が証人として来られた事件があったと思います。4番の方，5番の方ですね。専門家が出てきたことで分かりにくかったとかそういうところはおありでしたか。5番の方いかがですか。

5番

そうですね。医療用語等も使われたんですけども，そこは分かりやすく聞き直していただいたりもしましたので，特段，不明瞭なまま評議に臨んだ

ということはありませんでした。

司会者

4番の方も同じですけど、医師が二人来られたんですかね。

4番

はい。

司会者

その辺でちょっと難しかったというところがありますか。

4番

そうですね。検察側の方の医師と弁護士側の医師が証人として来られて説明をしていただいたんですけども、一人は整形外科か何かの担当で、一人は眼科なんですけど、唇のけがだったんですね。やはり分かりやすかったのは整形外科の医師で、ちゃんと分かるように説明してくださって、眼科の方は、けがは見れば分かるでしょうぐらいの感じの、私たちにでもこれはけがだなと判断できるような感じの言い方だったので、医師でもいろいろいるんだなと思いました。ただ、よく分かったのは検察側の医師でしたね。

司会者

分かったかどうかというのは、説明ぶりとかそういうところも含めてですね。

4番

はい、そうです。

司会者

用語とかが最後まで意味が分からなかったとか、そういうことはなかったですか。

4番

それはなかったです。

司会者

あとは、今回それほど特殊な類型の事件に当たられた方はおられませんけれども、例えば覚せい剤の密輸という事件、ちょっと縁遠くてなじめないとか、そういうような感じをお持ちの方はおられませんか。

7 番

外国人でもあったので、もちろん日本の中で受け渡しをしたらしいんですけど、何か違う世界の話のようなイメージはずっとありました。意外と言ったらあれですけど、これは量刑的には重い事件なんだと、それだけ重大な事件なんだというのは思いました。教えていただいたというべきですかね。単なる受取りだけなのにこれだけの量刑が出るんだというのは、グラフでも出てましたから、それが相場なんでしょうけど、ああ、そうなんだと。覚せい剤というのはかなり重大な事件だと日本が認識してるんだなというふうに改めて思いました。

司会者

特殊かどうかは別にして、外国人の事件だということでは分かりにくいというようなことはありませんでしたか。1 番の方は、さっきいろいろと分かりにくさのことをおっしゃっていましたが、外国の人がやった事件ということでの分かりにくさというのはどうでしたか。

1 番

国民性というか、日本人とやっぱり違うなというのをすごく感じました。物事に対する考え方ですとか。でも、最終的には情に訴えてきて、自国のお母さんの話とかをして、そういうところはちょっと似てるかなとは思ったんですけども、もしかしたら本当の黒幕みたいな人がいるのかもしれないけど、それは出てこないの、ちょっと釈然としないなというのはありました。

司会者

外国人だという以外に、国際的な事件だということでは。

1 番

裁判をするまでその覚せい剤の量が多いのか少ないのかというのも分からなかったんですが、量が多いというのを裁判長とか裁判官の方に言われて、もしかしたら裏にそういうのがあるかなという想像ですけれども。なので、あまりにも自分の今いる世界とはかけ離れている話だったなというのは思いました。

司会者

あと、報道の方どうぞ。他にあれば。

乙社B記者

乙のBといいます。今日はありがとうございました。どなたでも結構なんですけども、それぞれ事件の裁判を御担当されて、今まで御自身が生活、仕事をされて、法律に詳しい必要はないと思いますので、この法廷、判決に自分の生きてきた経験が生かされたと思うことはあったのかなかったのか。あった人がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。

司会者

そういう実感をお持ちになったこと、場面とかはありましたか。例えば6番の方、被告人が若く、御自身のその年齢を過ぎた頃の御記憶とかを思い出しながらお考えになったとか、そういうことはありましたか。それとも、あまり自分に引きつけて考えられる事件ではなかったですか。

6番

自分が今まで暴力を振るってお金を奪おうなんて思ったことがないので、こういう生き方があるというか、こういう人生を歩んでいる人もいるんだなという目でしか見れなかったの、むしろ今までの自分と違う世界を見た感じでしたので、自分の経験が生きてる感じはしなかったです。

司会者

他におられませんか。その事件で出てくる証拠の類と御自身の専門性がたまたま合って、それで発言ができるという場面、我々も裁判員裁判をたくさ

んやってますと、たまたま何か自分が過去に得ていた知見だとかそういうのが生かせるというところは、多分あるんだと思うんです。じゃ、5番の方、どうぞ。

5番

御質問の趣旨とは違うかもしれませんが、私は会社員で印刷会社に勤務しているんですけども、証拠として出てきた被害者の写真ですね。実際に弁護側の医師の証人の方もおっしゃってたんですけど、画質が悪いと、これじゃ判断できないでしょうというお話がありました。確かに私も現物は見てません。スライドでしか見てませんが、法廷の証拠として出す画像としてはよくはなかったかなという印象があります。印刷会社に勤務していますと、やはり色ですとか画質は非常にうるさく、特にタレントさんの皮膚、肌などは本当に厳しくチェックはされますけれども、法廷に出すものということであれば、ある程度一定の基準を設けた方がいいのではないかなと。画像でしたら今はどんな加工もある程度できてしまうとは思いますが、その辺りもう少し基準があると判断もしやすいのかなとは思いました。

司会者

証拠もあまり加工し過ぎるとまた問題になってしまいますが。他に何か思い当たることは。どうぞ、1番の方。

1番

私は仕事柄、人前でプレゼンテーションをすることがあるんですけども、資料の作り方というところで、弁護側の資料がプレゼンテーションをうまくやっているなというのをすごく感じました。最後の弁論の説明が、私が関わった裁判では漫画を使っていたんですけども、すごく分かりやすく、1枚のプレゼンの中にあまり文字が入ってなくて、その分プレゼン資料がすごくたくさんあるんですけども、スライドや紙で見せられても説明が分かりやすいなと感じました。ただ、弁護側の一番最初のページがすごく情に訴え

るといふか、ちょっとポエムみたいな形で始まっていたのが、逆にこういう形でしか私たちにプレゼンができない事件なのかなというふうに思ってしまったので、それは不利になってしまうのではないのかなと感じたんですけども。

司会者

弁論要旨の最初に「留置場に入って7か月。ああ、夏の空が見たい」と。このことをおっしゃってるんですね。

1番

はい。

司会者

それでは、改めて司会者の方から伺いたいんですが、いろいろな証拠書類を御覧になって、これを見るのはしんどかったなというような証拠があったかどうか。あとは、その証拠自体、視覚的なものじゃなくても、こういう内容の話聞くのがきつかったというような御感想があれば伺いたいんですけども。覚せい剤の場合はなかなかそういうのは出てこないですよ。

7番

こんなもんかと思ったぐらいです。

司会者

では、2番の方。

2番

私の場合は事実関係に争いはなかったんです。なぜかという、防犯カメラの映像が全て始めから終わりまで証拠としてありましたので、反論のしようがないというふうに裁判官の方もおっしゃってたんですけど。やはりそれも証拠ですので見ないといけないわけです。先ほど画像の鮮明さというお話があったんですけども、私の場合はむしろ解像度を下げていただいたりですとか、あとは強盗致傷の事件で、傷がついてますので、その場面も全て録

画されておりまして、やはりそういう血痕ですとか血が出るところも全て記録されていたので、その場面だけ白黒という形で加工していただいで見させていただきました。私は平気でしたけれども、そういう場面にショックを受けている方も多少おりまして。最終的には何度もそれは見ないといけないです。最後の方では慣れてはいましたけど、そこも含めて配慮はしていただいでいたんですけれども、もう少し、女性の方とかいらっしやったときには何かしらあるといいのかなという印象は受けました。

司会者

その事件では事前にこういう証拠を見ていただく予定だとかいうアナウンスは選任手続のときにありましたか。

2番

はい、ありました。

司会者

実際もむしろ解像度を下げて、人の動きは見えるけれども、あんまり微細なところがリアルに見えないように。

2番

とはいえ、それでもある程度リアルでした。もちろん叫び声ですとか、あとは怒号ですね。それはほぼそのままだったと思います。

司会者

音声としてそういうのを聞くということ自体もちょっときつかったですか。

2番

そうですね。音量はある程度下げていただいたのでよかったですけども、ただ、最初に見たときはやはり私もショックでした。

司会者

それを評議室で繰り返し御覧になったと。

2番

そうですね，はい。

司会者

他に。どうぞ，3番の方。

3番

私は，刺された傷やなんかが見れるのかなと思ったら，意外に加工されててびっくりしました。傷口とか刺されたのが写真で見れるのかなと思ってたんですけど，逆に変に加工されてて。

司会者

それはイラストか何かになってたんですか。

3番

イラストみたいになってましたので，ちょっとびっくりしたんです。

司会者

びっくりしたというのは。

3番

見たかった。

司会者

もっと鮮明なものが見たかったということですか。

3番

私は昔，自分の足をけがして，手術してる最中に隙間から足の手術をしてるのをのぞいたぐらいです。

司会者

分かりました。はい，6番の方。

6番

2番の方とは全然違うのでショックを受けたとかではないんですけど，実況見分の写真が証拠として挙がっていて，そこに被害者の方も立ち会って写真で写ってたんです。その人が証人で来たときに，遮へい板で見たくない

となっていたのに、被告人も見えるところの写真にその人がずっと写っていたから、これはいいのかなと思いました。

司会者

遮へいの趣旨というのは、証言しているその段階で、周りから見られない状況で話せる状況を作るということなので、その方の写真を出してはいけないということには直ちにならないとは思いますが、ただ、片や隠していて、片や写真が出たというのに違和感を感じたと、そういうことなんですか。

6番

はい。気になりました。

司会者

他には、特に思い起こされることはないですか。それでは、評議のときに自由に自分の言いたいことが発言できたか伺いたいと思います。8番の方から、もちろん評議の内容自体はおっしゃらないでいただきたいんですが、評議に自ら参加したという意識、意見が言えたという実感をお持ちになれたかどうか。

8番

それまでも結構いろいろ評議室の中で意見を言えるタイミングがありまして、最後の評議のときにも自分の思う意見を述べることはできたと思ってます。ただ、少し前の論告、弁論のところで量刑グラフを評議室で見てたんですが、この種の罪名でこの犯罪だったら例えばこのレンジになりますよと、ピークはここで、プラス今の案件だったらこっちに寄りますというのと、どうしても選択肢の幅にあまり自由度がないというか、ここしか答えがなくなってくるなというふうなところがありました。自分が思う感覚、それを過去の実績に照らした上での判断というのは、ある程度判例というところがそういうものでやられてる仕組みだとは分かりつつも、私の場合は最近の風潮でも

あります性犯罪の厳罰化に鑑みて、ちょっと過去から変えていくというときに、もう少し判例のグラフより重たい方向に行くべきなんじゃないかなというふうに個人的に思いました。ただ、今の制度、仕組み上で判断するといったらこうならざるを得ないかなというふうな印象は持ちましたが、意見として申し上げることはできたというふうに思っています。

司会者

では、7番の方いかがですか。

7番

コーディネートをきっちりしていただいたこともあって、皆さんかなり自由に発言できて、私なんかもしゃべり過ぎたなと思ったぐらいですけれども、本当に思うことは言えたと思います。ちょっと自分でも変な意見だなという部分も遠慮なく発言させていただける雰囲気を作っていただけましたので、言いたいことを全部言わせてもらったなという記憶はあります。先ほどの量刑の話なんですけど、我々は素人ですので、やっぱり相場観というのはどうしても要るなとは思っています。自分の気持ちとか感情で決めるものではないような気がしますので、そういう意味ではスケールといいますか目安がないと分からないので、それは非常に参考になったなと私は思いました。

司会者

どうもありがとうございます。では、6番の方。

6番

終わった後で、裁判長の方から、私たちは結構よく話した人たちだったという言葉をお願いしたんですけど。結構活発に意見を言える環境で。私も割とすぐ言っちゃうし、他にも何人かそういう人がいたんで結構評議は盛り上がったし、脱線してもそれを修正してくれたので、裁判長の方がそれは今違うとか、話を違う方向へ持って行ってくれたりしたので、評議はとても充実してやれたと思います。

司会者

ありがとうございます。5番の方、いかがでしたか。

5番

私も皆さんの意見と同じですが、時間も十分にとっていただきましたし、私自身の意見もきちんと述べることができたと認識しております。特に裁判員のメンバーが年齢別とか男女といったところが本当に混ざった形でしたので、どちらかに偏る意見でもなく公平な評議ができたのではないかなと思っております。

司会者

じゃ、4番の方。

4番

私も時間は十分にいただいたと思います。分からないことも裁判官の方、裁判長の方からいろいろ教えてくださって、用語とかに関してもすごくいろいろホワイトボードに書いていただいて説明していただいたりとか、量刑分布もしっかり見せていただいて、いろんな例を出していただいて、このときはこうだったというのも示していただけたので、すごく分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。3番の方。

3番

私も自分の意見は十分言えるような状況だったと思います。よく分からないんですけど、裁判というのは弁護人の言うのが刑の最低で、検察官の言うのが最高で、その中で決めるもんなのかなというような雰囲気は受けました。今回パチンコの景品交換所が襲われたということで、パチンコの景品交換所はちょっと刑を重くした方がいいんじゃないかなと。お金があそこに1000万円ぐらいあるということは、コンビニを襲うよりよっぽどお金があると。

コンビニは、やっぱり少ないじゃないですか。犯人側からしたら同じ襲うんだったらやっぱり景品交換所かと。だから景品交換所というのも気を付けなきゃいけないのかなという感じは受けましたね。パチンコの景品交換所というのは刑が若干重くなる傾向にあるのかなという感じは受けました。その方がいいのかなという気も自分では受けてます。

司会者

分かりました。では、2番の方。

2番

私も評議の時間としては十分だったと思います。ただ、評議のときに裁判官の方からいろいろグラフを見せていただいて、大体このくらいの範囲ですよというお話をされて、その中である程度のお話をさせていただきました。そのときに、お若い方だったんですけども、これでこの人の一生じゃないですけども、それが決まっちゃうんですよと、ぼそっと言ったんですよ。その一言で全員がその重みといいますか、そういうものを実感して意見がちょっと少なくなったんですね。最終的にはいろいろ話し合っただけなんですけども、その意味では評議の時間としては長くていいのかなという印象を受けました。

司会者

どうもありがとうございました。じゃ、最後に1番の方、お願いします。

1番

評議に行くまでに2日とか3日ですとか時間もありませんし、裁判員で参加されてる方ですとか裁判官の方と裁判以外で、例えばお昼を一緒に食べるとかですね、そういう時間も考慮していただきましたので、評議になったときには皆さんと打ち解けるといってか同志みたいになって、皆さん言いたいことをちゃんと言えていたのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。量刑の幅とか相場というのは、これが相場ですと

か、この幅の中で決めなきゃいけないというような説明を我々はあまりしていないんですが、ただ、同じようなことをした人に、他の同じようなことをした人が受けた刑からあまりかけ離れた刑を科すというのはやっぱり法の下
の平等に反すると。そういうことで、やっぱり同じようなことをした方は大
体こういう範囲内の刑を受けておられますと、その中で位置付けをしていき
ましょうということを大体の裁判官は説明していると思います。だからその
幅が限られているという、ここで決めてくださいというような評議は多分し
ていないと思うんです。結果的には、そうは言ってもやっぱり何となくこの
幅の中かなというような感じで、自分たちの選択の余地が狭いというような
感想をお持ちになる方もあるかもしれませんが、そこは我々としてはそうい
う説明に努めているところでございます。

では、予定の時間を過ぎましたので、本日はこれで終了したいと思います。
皆様には御足労いただき貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうご
ざいました。あと参加の方もオブザーバーの方もどうも御苦労さまでした。
本日は以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上